座間市ネーミングライツ事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、座間市広告掲載要綱第１４条の規定に基づき、ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　資産等　市が有する資産又は市が主催若しくは共催する事業

⑵　命名権　資産等について、本市の条例、規則等に定める名称に代えて使用する通称を付与する権利

⑶　事業者等　法人、法人以外の団体若しくは法人等により構成された団体又は個人

　（基本的な考え方）

第３条　ネーミングライツ事業は、資産等の本来の目的に支障を生じさせないように実施するとともに、対象となる資産等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

２　ネーミングライツ事業を実施した資産等における条例上の資産等の名称については変更しないものとする。

３　ネーミングライツ事業を実施した資産等において、市は積極的に命名された通称を使用するものとする。ただし、議案提出、事業名称等、必要に応じて、条例に規定する施設等の名称を使用するものとする。

　（ネーミングライツ事業の種類等）

第４条　ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

　⑴　特定募集型　市が資産等を選定し、命名権を付与する事業者等を募集するもの

　⑵　提案募集型　市が資産等を定めることなく、事業者等から提案を募集するもの

２　前項第１号の事業は、当該資産等を所管する課等の長が所掌するものとする。

３　第１項第２号の事業は、事務の効率化を所管する課等の長が所掌するものとする。ただし、事業者等から第７条第１項に規定する申込書の提出があった場合又は当該申込書の提出の前に事業者等から相談があった場合は、以降の事務について、事業者等から申込又は相談があった資産等を所管する課等の長が所掌するものとする。

　（契約期間）

第５条　命名権を付与する期間は、３年以上５年以下とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（募集）

第６条　市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、必要な事項について募集要項を定め、広く募集するものとする。

（申込み）

第７条　ネーミングライツ事業の申込みを希望する事業者等は、座間市ネーミングライツ事業申込書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　法人等の概要を記載した書類

⑵　定款、寄附行為その他これらに類する書類

⑶　法人の登記事項証明書

⑷　印鑑証明書

⑸　最新年度の事業計画書

⑹　直近１事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

⑺　直近１年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税）

⑻　提案事項を記した書面（任意書式）

⑼　その他市長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、申込みを希望する事業者等が個人の場合は、前項第２号、第３号、第５号及び第６号の提出を省略し、同項第１号の書類に代えて履歴書、同項第７号の書類に代えて、市・県民税、固定資産・都市計画税、申告所得税及び復興特別所得税に関する直近１年間分の納税証明書類を提出するものとする。

３　事業者等が提案する通称及び通称の表記方法については、座間市広告掲載要綱第４条の規定に合致するものとする。

４　申込書は、申込書に記載された資産等を所管する課等が収受するものとする。ただし、申込書に記載された資産等を所管する課等が複数ある場合には、該当する課等の長が協議し、収受する課等を決定するものとする。

　（審査委員会）

第８条　市長は、次の各号に掲げる事務を行うため、座間市ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

⑴　ネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項の審査に関する事務

⑵　命名権を付与する事業者等の選定に関する事務

２　前項第１号に定める必要な事項とは、次の各号に掲げるものをいう。

　⑴　対象資産等の適否

　⑵　予定価格、最低価格等の適否

　⑶　募集要項の適否

　⑷　その他市長が必要と認めるもの

３　ネーミングライツ事業を実施する課等の長（以下「所管課長」という。）は、第１項に定めるネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項の審査及び命名権を付与する事業者等の選定について、委員会に諮問しなければならない。

４　委員会は、次の者をもって組織する。

|  |  |
| --- | --- |
| 委員長 | 副市長 |
| 副委員長 | 行政改革を所管する部の長 |
| 委員 | 本庁舎を所管する部の長 |
| 委員 | 文化会館を所管する部の長 |
| 委員 | 都市公園を所管する部の長 |
| 委員 | 市民体育館を所管する部の長 |
| 委員 | 総合福祉会館を所管する部の長 |

５　委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

６　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

７　委員会の会議は、所管課長からの要請により委員長が招集する。ただし、委員長が審査に付すべき事案につき、会議に付する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

８　会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

９　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

１０　委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

１１　委員会は、第１項第２号に関し、次の各号に掲げる事項について、別に定める審査表に基づき審査を行い、命名権を付与する事業者等を選定するものとする。

⑴　申込み資格の適格性

⑵　通称の親しみやすさ

⑶　通称の分かりやすさ

⑷　資産等のイメージ及び公共性との整合

⑸　命名権を付与する期間

⑹　金額（対価）

１２　委員会は、事業者等が提案した通称、金額又は期間に対し、意見を付することができる。

１３　委員会の事務局は、事務の効率化を所管する課等に置く。

（委員会への付議手続）

第９条　所管課長は、前条第３項の諮問をするに当たり、座間市ネーミングライツ事業審査委員会開催依頼書（第２号様式）に、審査に必要な書類を添付し、提出するものとする。

（審査結果の通知）

第１０条　委員長は、審査結果について、座間市ネーミングライツ事業審査委員会審査結果通知書（第３号様式）により、所管課長に通知するものとする。

（決定）

第１１条　市長は、委員会の審査結果を踏まえ、第７条の申込みに対する承認の可否及び契約の相手方並びにネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項を決定するものとする。ただし、市長は、座間市広告掲載要綱第４条の規定に反する事業者等をネーミングライツ事業による契約の相手方とすることはできないものとする。

（承認又は不承認に関する通知）

第１２条　市長は、第７条の規定による申込みをした者に対し、承認の可否について、座間市ネーミングライツ事業承認（不承認）通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（費用負担区分）

第１３条　ネーミングライツ事業の実施に関し、次の各号に掲げるものは、事業者等の負担とする。

　⑴　資産等に冠した看板等の新設・変更に伴う費用

　⑵　命名権を付与する期間の終了又は第１６条に規定する命名権の取消しに伴う原状回復費

　　用

２　事業者等に命名権を付与する期間が終了した後に、市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象資産等の名称表示の変更に要する費用は、市の負担とする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長と事業者等の協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

（命名権の対価の納入）

第１４条　命名権を付与された事業者等は、通称の使用開始１か月前までに、座間市予算決算会計規則（昭和４２年座間町規則第２号）に定める納入通知書により、契約期間中の命名権の対価について、一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

２　市長は、前項ただし書の場合において、事業者等と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（契約の解除）

第１５条　命名権を付与された事業者等が、都合により、命名権の付与の継続が困難となったときは、座間市ネーミングライツ事業契約解除事業者等申出書（第５号様式）により、市長に契約の解除を申し出ることができる。

２　市長は、都合により命名権の付与の継続が困難となったときは、座間市ネーミングライツ事業契約解除市長申出書（第６号様式）により、事業者等に契約の解除を申し出ることができる。

３　前２項の場合において、事業者等又は市長は、解除希望年月日の６か月前までに相手方に申し出なければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

（命名権の取消し）

第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

⑴　指定する期日までに命名権の対価の納入がないとき。

⑵　事業者等が、法律、条例及び規則等の法令又は要綱に違反し、又はそのおそれがあるとき。

⑶　事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

⑷　前条第１項の規定により、事業者等から契約の解除の申出があったとき。

⑸　前条第２項の規定により、市長が契約の解除を申し出たとき。

２　市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、座間市ネーミングライツ事業取消通知書（第７号様式）により、事業者等に通知するものとする。

（対価の返還）

第１７条　前条第１項第１号から第４号までの規定により、命名権を付与する事業者等としての決定を取り消した場合において、第１４条の規定により既に納入された対価があるときは、これを返還しないものとする。

２　前条第１項第５号の規定により、市長が契約の解除を申し出たときにおいて、第１４条の規定により既に納入された対価があるとき、市長は、納付済みの対価を事業者等に返還するものとする。

３　前項の規定により返還する対価は、納入済み対価の総額を契約期間の月数で除した額に、命名権を取り消した月の翌月から契約期間終了日の属する月までの月数を乗じた額とする。

４　第２項の規定により還付する対価には利子を付さない。

（委任）

第１８条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年５月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月２８日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

|  |
| --- |
| 座間市ネーミングライツ事業申込書年　　月　　日（宛先）座間市長所在地（住所）　　　　　　　　　　　　　　　名称（氏名）　 　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　 　　　　　　　　　　　　　　　座間市ネーミングライツ事業実施要綱第７条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。 |
| 対象資産等 |  |
| 企業名等 |  |
| 業種 |  |
| 通称（案） |  |
| 通称の理由 |  |
| 金額※消費税及び地方消費税相当額の納入は不要 | 円（年額） |
| 期間 | 年　　　月　　　日　から　　　年　　　月　　　日まで |
| 担当者 | 部署等 |  |
| 役職・氏名 |  |
| 連絡先 | 電話 | （　　　　　） |
| FAX | （　　　　　） |
| E-mail |  |
| その他特記事項 |  |

添付書類

⑴　法人等の概要を記載した書類

⑵　定款、寄附行為その他これらに類する書類

⑶　法人の登記事項証明書

⑷　印鑑証明書

⑸　最新年度の事業計画書

⑹　直近１事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

⑺　直近１年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税）

⑻　提案事項を記した書面（任意書式）

⑼　その他市長が必要と認めるもの

第２号様式（第９条関係）

|  |
| --- |
| 座間市ネーミングライツ事業審査委員会開催依頼書年　　月　　日座間市ネーミングライツ事業審査委員会委員長　殿課長座間市ネーミングライツ事業実施要綱第９条の規定により、次のとおり、審査（選定）を依頼します。 |
| 資産等の名称 |  |
| 審査（選定）事項 |  |
| 添付書類 |

第３号様式（第１０条関係）

|  |
| --- |
| 座間市ネーミングライツ事業審査委員会審査結果通知書年　　月　　日　　　　殿座間市ネーミングライツ事業審査委員会委員長次のとおり審査（選定）したので、座間市ネーミングライツ事業実施要綱第１０条の規定により、結果について通知します。 |
| 資産等の名称 |  |
| 審査（選定）事項 |  |
| 審査（選定）結果 |  |
| 備考 |

第４号様式（第１２条関係）

|  |
| --- |
| 座間市ネーミングライツ事業承認（不承認）通知書年　　月　　日　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　座間市長　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付けの座間市ネーミングライツ事業への申込みについて、次のとおり決定したので、座間市ネーミングライツ事業実施要綱第１２条の規定により通知します。 |
| 区分 | □承認 |
| □不承認（理由） |
| 対象資産等 |  |
| 通称名 |  |
| 金額 | 円（年額） |
| 期間 | 年　　　月　　　日　から　　　年　　　月　　　日まで |
| 備考 |  |

第５号様式（第１５条関係）

|  |
| --- |
| 座間市ネーミングライツ事業契約解除事業者等申出書年　　月　　日（宛先）座間市長所在地（住所）　　　　　　　　　　　　　　　名称（氏名）　 　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　 　　　　　　　　　　　　　　　座間市ネーミングライツ事業実施要綱第１５条第１項の規定により、座間市ネーミングライツ事業契約の解除を申し出ます。 |
| 対象資産等 |  |
| 解除希望年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 解除希望理由 |  |
| 備考 |  |

第６号様式（第１５条関係）

|  |
| --- |
| 座間市ネーミングライツ事業契約解除市長申出書年　　月　　日　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　座間市長　　　　　　　　　座間市ネーミングライツ事業実施要綱第１５条第２項の規定により、座間市ネーミングライツ事業契約の解除を申し出ます。 |
| 対象資産等 |  |
| 解除希望年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 解除希望理由 |  |
| 備考 |  |

第７号様式（第１６条関係）

|  |
| --- |
| 座間市ネーミングライツ事業取消通知書年　　月　　日　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　座間市長　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで承認した座間市ネーミングライツ事業について、座間市ネーミングライツ事業実施要綱第１６条の規定により、次のとおり取り消すので、通知します。 |
| 対象資産等 |  |
| 取消年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 取消理由 |  |
| 備考 |  |